

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 鬼 頭 博 和

工事監査結果報告書

監査対象工事 曾野小学校放課後児童クラブ施設建設工事

監査実施日 令和6年1月24日（水）

監査場所 岩倉市役所監査委員事務局室及び工事現場

監査概要 この監査は、工事の契約書、設計書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査を行うとともに、関係職員からの説明を聴取することにより実施した。

なお、監査にあたっては、専門的知識を必要とする技術面において、公益社団法人 大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

文書中の下線部は、

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案及び要望である。

1 工事内容説明者

調査出席者

建設部		部長	片岡和浩
〃	都市整備課	課長	西村忠寿
〃	〃	計画営繕グループ	グループ長 岡茂雄
〃	〃	主任	高木陽太
総務部	行政課	契約検査グループ	グループ長 森吉正
〃	〃	主任	櫻井陽介
教育こども未来部	子育て支援課	課長	西井上剛

設計業務監理者

株式会社司設計事務所

管理技術者 岩田和久

工事受注者

株式会社丹羽工務店

現場代理人（監理技術者） 大脇裕

2 工事概要

（１）工事場所 岩倉市曾野町井森６番、７番１、１０番、１１番、５６番１

（２）工事内容

「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針」に基づき、曾野小学校敷地内に放課後児童クラブを移転し、児童の安全を確保するとともに、受入れ学年及び定員の拡大を図ることを目的として放課後児童クラブ施設を建設するもの。

（３）工事概要

・敷地面積	1586.34m ²
・建築面積	469.64m ²
・床面積	1階 469.64m ²
・延床面積	469.64m ²
・構造規模	鉄骨造、1階建

（４）工事受注者

株式会社丹羽工務店 [第１回目で落札]

（制限付一般競争入札「総合評価落札方式」

７者参加（１者辞退）、予定価格事前公表、電子入札）

(5) 設計及び工事監理

設 計：株式会社司設計事務所

工事監理：株式会社司設計事務所

(6) 事業費

設計金額(税込) 237,710,000 円

契約金額(税込) 228,800,000 円 (うち消費税及び地方消費税 20,800,000 円)

落札率 96.25%

(7) 工事期間

令和5年5月23日から令和6年3月29日まで

(8) 進捗状況 (令和5年12月末日現在)

計画出来高 60.3% 実施出来高 62.7% (計画より 2.4%早い)

(9) 工事監督職員

総括監督職員 西村 忠寿 (建設部都市整備課長)

主任監督職員 岡 茂雄 (建設部都市整備課計画営繕グループ主幹)

専任監督職員 高木 陽太 (建設部都市整備課計画営繕グループ主任)

3 調査所見

3-1 書類関係

- (1) 金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている (地方自治法施行令第167条の16)。契約保証金については、「岩倉市公共工事請負契約約款」に基づき適正である。

22,880,000 円

[東日本建設業保証株式会社：契約金額の1/10以上]

- (2) 「岩倉市公共事業に要する経費の前金払取扱要綱」に基づく前払金については、契約約款どおりであり適正であった。

91,500,000 円

[東日本建設業保証株式会社：契約金額の4/10以内]

(3) 入札状況について

- ・ 公告日 : 令和5年4月 3日
- ・ 参加申込期間 : 令和5年4月 3日 ~ 令和5年4月24日
- ・ 入札受付 : 令和5年4月25日 ~ 令和5年4月26日
- ・ 開封・開札日 : 令和5年4月27日

本工事は、「岩倉市一般競争入札実施要領」、「岩倉市一般競争入札参加資格要

件設定基準」、「岩倉市総合評価落札方式競争入札実施要綱」、「岩倉市特定建設工事共同企業体取扱要領」、「岩倉市予定価格等公表事務取扱要領」及び「岩倉市電子入札実施要綱」に基づき、適正に執行されていた。

見積期間は、「令和5年4月4日（公告翌日）～令和5年4月26日」（23日間）であり、建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第1項に規定された必要な見積期間（予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上）は確保されて適正であった。

本工事は、地方自治法第96条第1項第5号及び岩倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決（令和5年5月15日）を得て、適正に本契約を締結していた。

（４）契約関係書類

工事請負契約書は、「岩倉市公共工事請負契約約款（令和5年4月1日一部改正）」に基づき令和5年5月22日に適正に締結されていた。

（５）現場代理人及び監理技術者届、施工体制台帳等

「現場代理人及び監理技術者届」は、適正に整備されていた。

「施工体系図」、「施工体制台帳」は、共に整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者資格の写しと共に整理され、見やすくファイリングされていた。

（６）監督職員通知

建設業法第19条の2第2項の規定により工事受注者に書面で通知し適正であった。

本工事に指名されている監督職員は、「岩倉市工事監督要領」に準拠していた。

（７）建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度※1（以下「建退共制度」という。）に加入している。しかし、共済証紙は、「未購入」であった。受注者は、以前購入した共済証紙を使用しているとのことであったが、在庫帳簿と保管している共済証紙の数が適正であるのか今後チェックをお願いしたい。

近年インターネットや金券ショップ等で販売されている共済証紙から偽造証紙が見つかるケースが報告されており、より厳格な共済証紙の管理体制の構築が必要とされている。

掛金収納書の提出時には共済証紙の購入金額の根拠についても提示するよう受注者を指導するとともに、建退共制度が適正に利用されるような体制を整えられたい。そうでなければ、建退共制度の目的が果たされていると言い難い。

共済証紙が工事完成後に下請け業者に適切に配布されているか、受払簿で協

力業者への配布確認をお願いします。また、下請け業者から共済証紙交付辞退の申入れがあった場合には、本当に共済証紙が不必要であるか等の確認もお願いします。

現在、建設業に従事する労働者年齢の 36%が 55 歳以上であり、29 歳以下は 12%である。

10 年先は、今より顕著な労働者不足が懸念され、「社会保険もない」、「退職金もない」業界に、果たして今の若者が就職するかが問題となり、現状のまま放置すると地域の守り手としてインフラを維持できないことが予想される。

公共工事の発注者として、労働者に対して、退職金及び法定福利面も含めて適切な指導徹底が必要である。なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を**現場管理費※2**に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

※1 建設業退職金共済制度は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。**上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、**本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。**

参考：「愛知県土木工事現場必携（令和 5 年 4 月）」 2-76 P95（建築も同様）

(3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？

→ 愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

※上記「注意事項(3)」について、岩倉市の建設工事においては、岩倉市又は岩倉市水道事業が発注した他工事において購入した共済証紙に限り使用を認める取扱いとする旨、平成 31 年 3 月 22 日付けで行政課長より通知されている（平成 31 年 4 月 1 日以降に契

約を締結する建設工事から適用)。

※ 2 設計積算時の現場管理費 (公共建築工事共通費積算基準より)

(1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用 (赴任旅費及び解散手当を含む。)
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(4) 保険料

自動車保険 (機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当 (危険手当、通勤手当、火薬手当等) 及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(8) 工事保険契約

受注者は、労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険等に参加しているとのことである。

岩倉市公共工事請負契約約款第 58 条 (火災保険等) により、受注者が火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、保険契約を締結した場合は、発注者に「提示」をしなければならず、火災保険、建設工事保険その他の保険以外の保険に付したときは「通知」をしなければならないと記載しているが、付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましいので確認をお願いする。

【参考】「愛知県土木工事現場必携（令和5年4月）」資料編に搭載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）【第14版】令和5年4月1日一部改定」より

【Q：4-8】 法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

＊引用：公共工事標準請負契約約款の解説

3-2 設計・積算に関する書類

（1）設計に関する書類

ア 設計方針

放課後児童クラブ施設が学校グラウンドに隣接して配置されることから、放課後児童クラブ利用児童の下校時の安全面に配慮するとともに、子どもたちにより良い放課後の環境を提供する。

イ 設計について

設計は、「株式会社司設計事務所」が実施していた。

特記仕様書、図面などは、適正に作成していた。

（計画、調査、実施設計に使用した基準、指針）

No.	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事費積算基準	愛知県	令和2年改訂
2	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
3	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
4	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
5	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
6	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
7	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	一般社団法人 公共建築協会	令和4年版
8	人にやさしい街づくりの推進に関する条例	愛知県	令和3年改正

（2）積算に関する書類

ア コスト縮減

木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の工期と工事費について比較検討を行い、工期の短縮と工事費の削減が可能な鉄骨造を選定した。

また、太陽光発電設備を設けることで、ランニングコストの縮減を図った。

イ 工事積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「公共建築工事積算単価表」に基づき、また、市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「建築施工単価」「建築コスト情報」「土木コスト情報」により適正に算出されていた。

物価資料によらない場合は、3社以上から見積りを徴取し、上下30%の範囲内の最低見積価格からスライド掛率を反映し本工事採用単価とし、適正であった。

ウ 参考数量内訳書

内容的に問題はなく、適正に作成整備されていた。

積算体系、単価適用年月（令和5年3月）が記載され、根拠が明確であった。

【単価・歩掛がない場合の取扱い】

原則として、以下の順番をルールとしている。（「建築設計・積算参考資料」愛知県建設局発行）

- ① 公的単価（物価資料、積算資料、建築施工単価、建築コスト情報等）
- ② 見積もり（3社 最低価格）

【数量算出・設計書の照査方法】

- ① 管理技術者による照査を実施。
- ② 工事発注時において、図面、数量、設計書の整合性確認を実施。

（単価、歩掛、積算、設計書作成に使用した基準、指針）

No.	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算単価表	愛知県	令和5年3月
2	建設物価	一般財団法人 建設物価調査会	令和5年2月
3	積算資料	一般財団法人 経済調査会	令和5年2月
4	建築施工単価	一般財団法人 経済調査会	令和5年1月
5	建築コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和5年1月
6	土木コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会	令和5年1月

3-3 施工に関する書類

（1）現場代理人、監理技術者

「現場代理人及び監理技術者届」は、契約後5日以内に適正に提出させていた。

（2）関係諸官庁への届出

「特定建設作業届出書（岩倉市長）」等必要な手続は的確に実施され、関連書類も適正に整備・保存されていた。

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（コリンズ・工事実績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

本工事に若手技術者が従事している。若手技術者の育成及びインセンティブの意味から、竣工時のカルテに「担当技術者」として登録されることを願う。

(4) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図及び施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に提出していた。令和5年6月13日から同年10月23日までの間に8回提出していた。

【参考】施工体制台帳等に関して関係法令に規定されている内容

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項）
- 公共工事においては、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項で準用する建設業法第24条の8）
- 施工体制台帳は、工事中は工事現場に備え置くことが義務づけられている。（建設業法第24条の8）
- 施工体制台帳は、帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第40条の3、同法施行規則第26条、第28条）

「愛知県土木工事現場必携（令和5年4月）」資料編に登載されている「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）【第14版】令和5年4月1日一部改定」より

【Q：5－2】施工体制台帳に係る元請の義務について

施工体制台帳に関して、元請としてはどのような義務があるか。

【A】

1 施工体制台帳を作成する義務、工事現場ごとに備え置く義務

建設工事を発注者から直接請け負った建設業者（＝作成建設業者）は、工事全体の施工の管理の状況が分かる施工体制台帳の「作成」及び「工事現場ごとに備え置く」ことが義務付けられている。

<建設業法第24条の8第1項>

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第1項）

特定建設業者＝建設業者

締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上になる＝下請契約を締結した

2 施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務

上記1に加え、平成13年4月1日から施行された適正化法（※3）に基づき、公共工事について、施工体制台帳の「**写しを発注者に提出する**」ことが義務付けられている。

（※3）適正化法とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」をいう。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項＞

公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 「発注者の点検に応ずる」旨の義務

受注者は、発注者から工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを**受けることを拒んではならない**。

＜「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項＞

前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において、「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

【Q：5－4】施工体制台帳の添付書類について

施工体制台帳に添付すべき書類は何か。また、どのようにチェックするのか。

【A】

- 1 施工体制台帳に添付すべき書類については、建設業法施行規則第14条の2第2項で規定されている。また、再下請負通知書に添付すべき書類について建設業法施行規則第14条の4第3項で規定されている。具体的には、以下のとおり。

- (1) 愛知県と元請業者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
- (5) 監理技術者補佐（配置する場合）の資格及び雇用を証する書面
- (6) 専門技術者（配置が必要な場合）の資格及び雇用を証する書面
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し

（以下略）

（5）工程管理

施工計画に実施工程表が作成、提出され整備されていた。実施工程表には出来高数値（曲線グラフ）を書き込みリンクさせ、工程管理は適正であった。

（6）履行報告書

前月までの履行状況を毎月5日までに実施工程表により提出させていた。

計画出来高と実施出来高は工程表で色分けし、適切に進捗出来高数値を把握していた。

（7）施工計画書

作業手順に従い施工計画を記載し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう適切に作成していた。

「①総合施工計画書」から「⑳内装工事施工計画書」まで20工種を提出していた。

サンプリング監査で全てを確認できていないが、提示された施工計画書を確認した。適正であった。

今年、能登地方で地震が発生した。施工計画書における「緊急時の体制及び対応」に大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時の現場作業中止基準の数値を明確に示し、その後の体制、避難等の場所も追記させることが望ましい。また、訓練（テスト）を行い、有効性を確認される指導をお願いしたい。

（8）写真管理

サンプリング監査で全てを確認できていないが、提示された写真については、適切に整理されていた。

(9) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督職員に提出され、適正に整備・保管されていた。

使用資材一覧表は、令和5年6月13日から同年11月24日まで13回提出していた。

また、材料搬入報告書は2回、施工報告書は9回、測定報告書は1回、施工承諾は5回提出していた。

(10) 打合せに関する書類

関係者協議や打合せは適時に実施されており、関係書類も整備・保管されていた。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再生資源利用（促進）計画書及び実施書は適正であった。

・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」：「COBRIS※4」登録

工事ID-12112938 一般財団法人日本建設情報総合センター

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を提出させていただきたい。

◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

(以下略)

※4 「COBRIS」 (Construction Byproducts Resource Information interchange System)

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(ラージリサイクル法) 及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) により義務づけられている書類の作成を電算上で行うことによって、記入者の負担の軽減等を図る。
- ・建設リサイクル法の趣旨を踏まえて、建設廃棄物の計画的な再資源化と再生材の利用を推進する。
- ・建設副産物に関わる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。

(2) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者との契約などは、適正に実施されていた。

(3) 産業廃棄物処理業者との契約書の保管整理は、適切に実施されていた。産業廃棄物管理票(マニフェスト)は工事完了後に整理し、写し及び集計表を提出するとのことである。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No.	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨
		アスファルトがら	コンクリートがら	建設汚泥
1	委託契約書	有・無	有・無	有・無
2	処分業許可証	有・無	有・無	有・無
3	収集・運搬業許可証	有・無	有・無	有・無
4	処分地・運搬経路図	有・無	有・無	有・無
5	マニフェスト管理	有・無	有・無	有・無

3-5 安全管理に関する事項

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。

(2) 作業員への安全管理は、毎日のツールボックスミーティング及びKY(危険予知)活動記録で周知徹底がなされていた。

4 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 工事関係の車両の出入りには、誘導員を付け第三者災害が無いように、より徹底した安全配慮をお願いします。

- (3) 現場打擁壁工の延長が長く、必ずクラックが発生する。誘発目地を設置することであるが、伸縮目地を設置することが望ましいが、密実なコンクリートの打設に努めること。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中の項目に○印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・月報	朝礼・安全会議記録・災害防止協議会
品質管理・出来型管理・納品管理	安全パトロール記録
グリーン購入法適合製品の購入	新規入場者教育
打合せ簿・指示書・実施工程管理表	建設業許可票・労災保険成立票
工事写真帳	施工体制体系図・緊急連絡体制図
	建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

5 技術調査全般

工事監査により、書類の検査、工事実施状況を確認した。

工事現場は整理・整頓がなされ、適切な管理状態であり良好であった。

各種届出書や施工計画、工事報告書など工事監督職員による施工管理（工程内検査、施工段階確認検査）も適切に実施されていた。

しかしながら、現場競合作業が余儀なくされ、本工事は、建築物の用途から工期厳守であり、工程的に楽観できない。

よって、各工種の段階ごとに必要な書類の作成や検査等を、チェックシートなどを活用することで遺漏のないように実施し、効率的で適正な管理をされたい。

また、施工場所は小学校敷地内であるので、土砂搬出時の路面清掃を実施する必要がある。特に、雨天時は留意しなければならない。

発注者は、指導的立場により、適切な指示・指導を行い、受注者は地域貢献活動など地元とのコミュニケーションを図り、より徹底した施工管理を実践し、第三者災害のないよう施工中及び工事終了後の安全管理の徹底をすることにより、無事故・無災害での完成をお願いする。